

奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム
構築・運用保守業務委託に係る仕様書

平成30年9月

奈良県教育委員会事務局

保 健 体 育 課

1. 対象業務

委託業務名：奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務

契約期間：システム構築：平成30年10月16日～平成31年2月28日

運用保守（5年間）：平成31年3月1日～平成36年2月28日

業務内容：奈良県が作成した「奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務委託に係る仕様書」に基づき、共通端末の更新に対応したシステム構築を委託する。

2. システム導入の背景と目的

保健体育課では、県内の児童生徒の体力・運動能力等の状況を調査し、本システムで統計処理を行っている。この調査結果を基に、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、本調査と同時に行う運動習慣等の調査結果も含めて、県内各学校における体育及び健康等に関する指導改善に向けたフィードバックを行っている。平成17年度から現行システムを導入し、平成22年度からは県内全学校悉皆調査としてデータ処理を実施してきたが、平成30年度中更新の共通端末に搭載の基本OS及びアプリケーションに対応したシステム構築を行う必要がある。新しい共通端末に対応するとともに、各統計処理機能の向上と調査事務の効率化を図るシステム構築と運用保守業務を委託する。

3. 業務の範囲

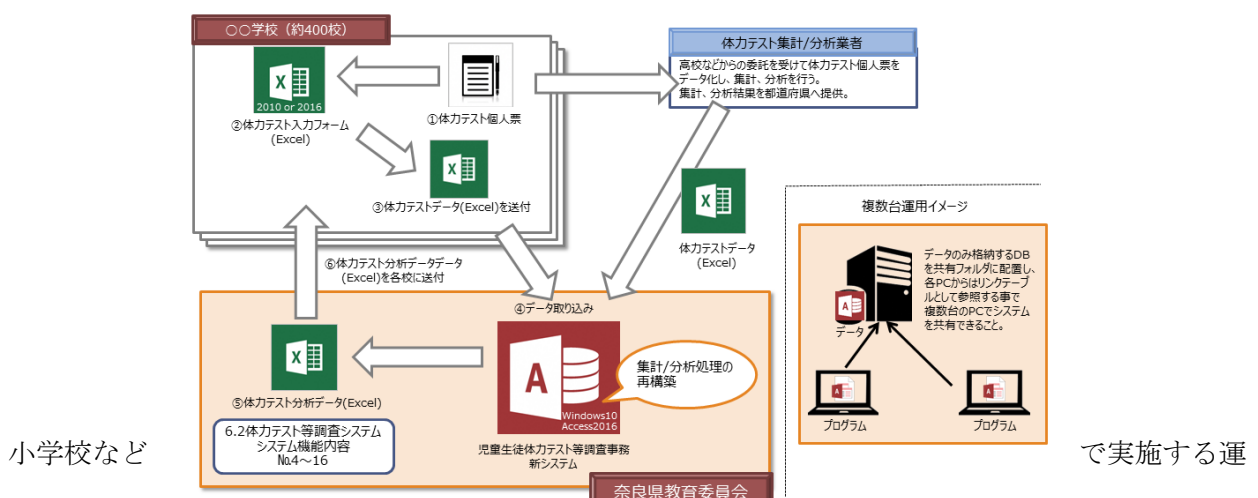
- (1) 本システム構築・導入スケジュールの策定及び仕様打合せの実施
- (2) 本システムの構築及び導入
- (3) 本システムの保守
- (4) 旧システムからのデータ移行

受託者にて導入スケジュールを作成し、導入過程の経過、進捗状況を定期的に書面にて当県に報告すること。また、システム本稼働前に当県による検収を実施し、承認を得ること。

本システムの構築に係る作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。

なお、本仕様書に記載されていない項目については、別途協議のうえ定めることとする。

4. 業務システムの概要

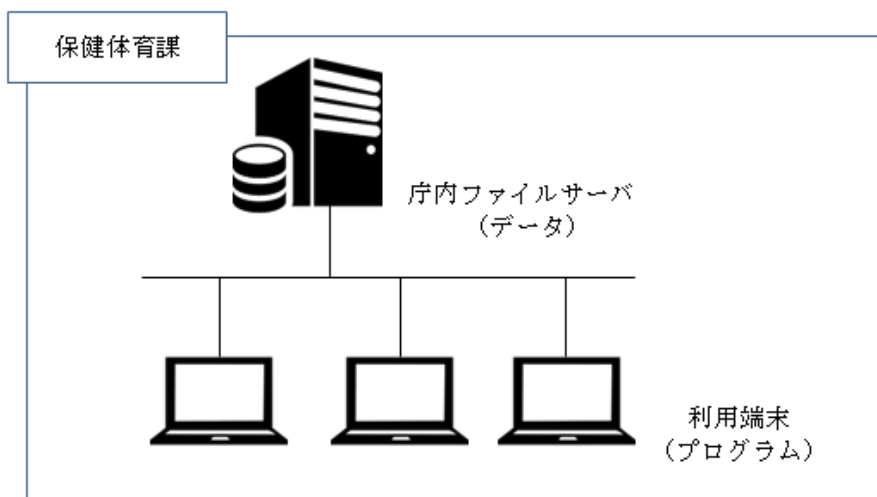


動能力の測定結果をシステムへ取り込み、各種分析データを出力できるシステムとすること。

庁内ファイルサーバにデータを配置し、各 PC からそのデータを参照することで複数台の PC でシステムを使用できるようにすること。(データ排他はシステム機能で制限せず、更新範囲を PC 毎に決めておくなど、運用にてカバーする方式とする。)

5. システム基盤

5.1 システム全体構成図



5.2 システム構成上の前提条件

- ・本システムにおいて利用されるネットワークは既存庁内ネットワーク（インターネットに繋がらない環境）とする。
- ・本システムの利用所属は本庁（奈良県教育委員会事務局保健体育課）である。
- ・各PCで共有するデータは、庁内ファイルサーバの奈良県教育委員会事務局保健体育課共有フォルダを利用すること。
- ・本システムのクライアント端末については、既存の共通端末（1人1台のPC）を利用すること。
- ・本システムは、デスクトップ型アプリケーションとして構築すること。
- ・本システムの総利用者数は4名、最大同時アクセス数の想定は4名である。
- ・既存のOA端末の環境は、以下を参照のこと。

端末番号	機種名	CPU	HDD	メモリ	解像度	OS	Microsoft Edge
H28年度導入 K160000	NEC VersaPro	Celeron 2950M 2.00GHz	SSD 128GB	4GB	WXGA 1366× 768	Windows10 Professional 64Bit版	40.15063. 674.0

端末番号	一太郎	Word	Excel	Access	Power Point	Adobe Reader DC	Lhaplus	Media Player
H28年度導入 K160000	Pro	Ver. 2016	Ver. 2016	Ver. 2016	Ver. 2016	2018.01 1.20040	Ver. 1.73	12.0.150 63.608

※なお、平成31年1月更新予定のWindows10 Professional 64Bit版端末にも対応すること。（その他端末環境等詳細については現在未定である。）

6. システム機能要件

(1) 導入するシステムは「5.2システム構成上の前提条件」記載の端末で使用可能なものとし、OS、WEBブラウザ等の端末環境のバージョンアップにも対応可能であること。また、クライアントのソフトウェア構成に制限をかけることなく、安定した稼働を提供するシステム構成及び処理方式が実現されていること。

※システムに各校のデータ登録（データ件数は200件を想定）を行う際のレスポンスは、10秒以内とする。

各校の帳票処理（データ件数は200件を想定）において、画面上で要求を出してからファイル作成までの時間は10秒以内とする。市町村及び県全体の帳票については30秒以内とする。

(2) 奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システムのインストール・セットアップ作業を行い、動作確認を行うこと。

(3) 導入するシステムは、次に掲げる機能を有すること。

①共通機能

No.	システム機能内容
1	複数PCから同一のデータを利用可能なこと。但し、同一データの同時更新は回避する運用とする。
2	帳票は出力前にExcelで印刷イメージを確認できること。
3	現行システムを踏襲した機能、画面、帳票とすること。（なお、現行システム帳票については、入札説明書を示す期間に閲覧可能とする。）
4	出力帳票はExcel形式で出力及び保存できること。
5	データはAccessなどの専用サーバが必要のない簡易データベースシステムを利用すること。
6	Windows7/10で使用できること。

②体力テスト等調査システム

No.	システム機能内容
1	処理年度を設定できること。
2	各校で入力した体力テストデータ（Excel）を読み込めること。
3	各校へ配賦する対象校を選択できること。
4	実施校一覧表を出力できること。
5	実施率一覧表を出力できること。
6	データ取り込み結果表を出力できること。
7	学級一覧を出力できること。
8	体力テスト一覧表を出力できること。
9	アンケート結果（グラフなどを用いた帳票）を出力できること。
10	各種目及び体力合計点のTスコアのグラフを出力できること。
11	個人票を出力できること。
12	県平均・SD一覧表を出力できること。
13	市町村別平均一覧表を出力できること。
14	累計グラフを出力できること。

15	市郡別平均一覧表を出力できること。
16	調査報告書用資料を出力できること。
17	各校に体力テスト入力フォーム (Excel) を提供し、入力及び出力できること。(Windows7/10での対応が必要)
18	市町村、学校などのマスターデータのメンテナンス (追加、変更、削除) ができること。
19	体力テストデータを読み込んだ際にエラーがあった場合、エラー一覧を出力できること。
20	各校の体力テストデータのメンテナンス (追加、変更、削除) ができること。

7. 主要データ一覧

カテゴリ	項目名 (主たる項目)	特記事項
地域	市郡コード 市郡名 市町村コード 市町村名	
学校	市町村 学校名 学校コード 小・中・高種別	学校・学級ごとに設定
体力テスト	実施年度 学校名 学年 クラス 出席番号 個人コード 氏名 性別 身長 体重 握力 (右・左) 上体起こし 長座体前屈 反復横とび 持久走 20m シャトルラン 50m 走 立ち幅跳び ボール投げ アンケート	
統計データ	各測定データの統計データ 最小	

	最大 平均 件数 Tスコア グラフ SD など	
--	--	--

※データ移行に係る旧データについては、Microsoft ACCESS で保持している。

8. 非性能要件

(1) システム環境

- ①データ件数 年間 約150000件（約380校）
 ※一昨年までのデータは、履歴として参照できること。

③システム利用対象者

奈良県教育委員会事務局保健体育課学校体育係職員 4名

(2) 信頼性

- ・システムの冗長構成については特段要件を定めないが、必要な措置を実施すること。
- ・障害の発生を未然に防止又は速やかに発見できる機能を有すること。

(3) 柔軟性・拡張性

将来のデータ量の増加、処理件数の増加、機能の追加・修正等に備え、柔軟性や拡張性をもったシステムとすること。

9. 運用保守要件

事務システム運用支援（問い合わせ対応）

- ・本システムに関する問い合わせ対応及び、障害発生時等における迅速なサポート体制がとれること。連絡受付は年末年始と土日祝日を除く平日 9:00～17:15 とし、連絡受付から三開庁日以内に対応を行うこと。
- ・システムおよびデータ不具合が発生した場合は、年間保守契約に基づき不具合の修正対応を行うこと。
- ・Q/A対応を含む運用保守実績については台帳管理及び月次報告を行い、職員と共有すること。

10. セキュリティ要件

本システムは児童生徒の個人情報を取り扱うため、正当な権限のない者による情報へのアクセスやデータの不正利用や改ざんが行われないように、パスワードの設定ができるようにすること。さらに本システムの構築・運用に際しては、県が定めた「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護条例」等、各種規定を遵守すること。

11. 導入スケジュール

- 平成31年2月 システム仮稼働
 平成31年3月 システム本稼働

12. 導入業務の納入物品について

システム導入にかかるすべてのドキュメントを作成し、納期限までに納入し、当県の検収を完了すること。検収において指摘があった場合は、速やかに県の指示に従い、速やかに適切な処置を行うこと。

(1) 納入物品は以下のものとするが、詳細については、当県と協議のうえ決定すること。

開発業務に関わるもの

- ①システム構築業務計画書
- ②受託金額積算内訳書
- ③システム設計書
- ④進捗報告書・打ち合わせ議事録（受託者にて作成し、当県の承認を得ること。）
- ⑤テスト計画書・テスト結果確認書
- ⑥操作マニュアル（業務の流れに沿って操作の手順を明確に記述すること。）
- ⑦障害対応マニュアル（障害時の対応方法を明確に記述すること。）
- ⑧その他県が指定するもの

運用保守に関わるもの

- ①運用保守実績月次報告書（受託者にて作成し、毎月当県の承認を得ること。）

(2) 納期限

開発業務に関わる①及び②は、契約後速やかに納入すること。③～⑤については平成31年2月28日までとする。

(3) 納入場所

納入場所は、奈良県教育委員会事務局保健体育課（奈良市登大路町30番地）とする。

(4) 納入形態・部数

各ドキュメントについてはCD-ROM等の電子媒体及び製本により可読な形式で納入すること。ファイル形式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint、PDF（AdobeReaderDC）で読み込み可能であること）のいずれかとする。各ドキュメントの部数は当県と協議のうえ決定すること。

13. 受託者の条件

受託者は適正なセキュリティ運用管理体制を有すること。ISMS適合性評価制度（ISO/IEC 27001:2005、JIS Q 27001:2006）の認証、又はこれらと同等の情報セキュリティに関するマネジメントシステムの認証を取得していること。これを証する文書の写しを適合規格承認申請書に添付すること。

14. その他

(1) 疑義

受託者は、本仕様書に定める業務の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項、要件の詳細化、又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく当県と協議して定めるものとする。

(2) 遵守事項

受託者は、（別添1）「個人情報特記事項」を遵守し、業務の遂行上知り得た事項は、当県の許可なく公表、引用してはならない。

(3) 瑕疵担保責任

納入物品に瑕疵がある場合、物品の納入後1年間は、当県の指示により速やかに修理を行うこと。
ただし、当県の指示する事象が瑕疵に該当しない場合は、協議により対応を決定することとする。

(4) 本仕様書に含まれていない事項

本仕様書に含まれていない事項については、事前打ち合わせを行った範囲内において現行システムの機能で必要とされている機能要件は、本調達範囲内とする。なお、現行システムの詳細については、本システム契約締結から設計までの期間に当県より提示する。